令和2年第1回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場 開閉会日時及び宣言

令和2年3月13日 午前10時00分

○応招(不応招)議員及び出席並びに欠席議員

出席議員(12名)

1番 髙西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

5番 廣﨑誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴 総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖 子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光 教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局 岩井英樹

○議事日程

令和2年第1回上毛町議会定例会議事日程

令和2年3月13日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議題第 8号 上毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条 例について
- 日程第 3 議題第 9号 上毛町職員の服務の宣誓に関する条例及び上毛町議会の 議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議題第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議題第11号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議題第12号 上毛町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議題第13号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第 8 議題第14号 上毛町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 9 議題第15号 上毛町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議題第16号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議題第17号 上毛町営住宅条例の全部を改正する条例について
- 日程第12 議題第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議題第19号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議題第20号 指定管理者の指定について(げんきの杜等)
- 日程第15 議題第21号 令和2年度上毛町一般会計予算
- 日程第16 議題第22号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計予算

- 日程第17 議題第23号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議題第24号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議題第25号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議題第26号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第21 議題第27号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第22 議題第28号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算
- 日程第23 議題第29号 町道路線の変更について
- 日程第24 議題第30号 町道路線の認定について
- 日程第25 同意第 1号 上毛町副町長の選任について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第27 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会議の経過(4日目)

開議 午前10時00分

○議長(宮崎昌宗君)皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので御確認ください。

○議長(宮崎昌宗君)日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月3日の本会議で、各常任委員会に審査を付託した議案につい て、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に 対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配付 した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、 運営資料の中に写しを添付しております。

各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、 御了解ください。

委員会付託案件の審議が終了した後、本日、町長より提出された追加議案の上程を 行い、提案理由の説明並びに内容説明に引き続き、質疑、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載 された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)これより、各常任委員会委員長から委員会に付託した案件の審査

状況の報告を受けます。

○議長(宮崎昌宗君)日程第10、議案第16号、日程第11、議案第17号、日程第 12、議案第18号、日程第13、議案第19号、日程第14、議案第20号、日程 第16、議案第22号、日程第17、議案第23号、日程第20、議案第26号、日程第21、議案第27号、以上9件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長(岩花寛之君)皆さん、おはようございます。文教厚生委員会から報告をいたします。

当委員会は3月9日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会5名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、10時38分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案4件、予算案4件、その他1件の計9案件です。

案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に 基づき報告をいたします。なお、質疑については、多岐にわたっているため、主要な 質疑のみ報告させていただきます。

議案第16号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、住民課長に説明 を求めました。

情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル法の改正に伴う改正とのことでした。

質疑あり。通知カードは今後使えなくなり、必要なくなるのか。

答弁。マイナンバーカードに移行を促進し、通知カード自体は効力がなくなるが、 住民票などに通知番号の記載ができるため必要なくなる。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第17号 上毛町営住宅条例の全部を改正する条例について、住民課長に説明を求めました。

民法改正に伴う改正であり、保証人の債務保証の上限が12カ月になることのほか、 語句の言い回しや国交省のガイドラインなどを考慮し、全文の改正を提出したとの説明がありました。

質疑あり。一部改正と全部改正の違いは。

答弁。どちらでないといけないという明確な基準はないが、語句の修正や条文の改 正が多岐にわたるときは全部改正にということで提出した。 討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保険事業の運営に 関する基準を求める条例の一部を改正する条例について、子ども未来課長の説明を求めました。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第19号 上毛町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例について、子ども未来課長に説明を求めました。

国の法改正に当たり、当町の条例も改正する必要があるとの説明がありました。

質疑あり。職員に関する経過処置を当分の間とし明確な期間を設けないのはいかがなものか。

答弁。現在、各児童クラブに2名ずつの配置を行いたいが、随時、県の講習を受け、 職員の充実を図るまでの間と考えている。

質疑。現時点で、設置基準を満たしていないということか。

答弁。基準では1名となっているが、当町では運営の円滑化を図るため2名体制を 求めている。したがって、基準を下回っているわけではない。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第20号 指定管理者の指定について、教務課長に説明を求めました。 令和2年度から3年の期間で、上毛町社会福祉協議会にげんきの杜の指定管理を依頼した旨の説明がありました。指定管理料は、添付資料のとおり年間3,317万、3年間で9,951万となります。

質疑あり。公募は行ったか、社協ありきでは。

答弁。これまでの実績、社協の立地を考えるとベストと考えている。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第22号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、長寿 福祉課長に説明を求めました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8億3,786万3,000円。国保の広域化に伴う激変緩和措置、被保険者数減少による医療費の動向等を総合的に勘案して予算措置をしている。予算額としては、前年度より7,148万9,000円の減額となっている

との説明でした。

特筆すべき質疑はありません。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第23号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、長寿福祉課長に説明を求めました。予算総額は、昨年度比213万3,000円減額の歳入歳出それぞれ1億4,128万6,000円となりました。

特筆すべき質疑等はありません。

計論もありません。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第26号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計予算、教務課長に説明を求めました。

歳入歳出前年度比約165万円減の1,318万円、継続貸付者が16名から12 名に、新規貸付者は12名になる旨の説明がありました。

主な質疑、討論はございません。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第27号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、最初に住民 課長の説明を求めました。

予算総額6万7,000円になるとの説明がありました。

質疑。他市町村では相続の際に返還請求している例もあるが、当町の対応は。

答弁。県が開催する弁護士研修等に沿って今後も継続していく。

質疑。昨年度も返還金が計上されているが、増額予算を設定しないか。

答弁。昨年度は16万、今年度26万と返済実績があるが、今後も努力していくが 変動的な要素が多く、予算としては維持したい。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

- ○9番(安元慶彦君) ただいまの委員長報告の中で、議案第17号、これは全部改正ということになっております。今の経過の中では、変更の箇所が多かったから全部ということにしたという説明だったと思います。それで、変更の箇所が多かったって、何カ所、どれだけのものがあったということを委員会では確認はしておりませんか。
- ○議長(宮崎昌宗君)委員長。
- ○文教厚生委員長(岩花寛之君)どれだけの内容があったかということは確認してないんですけれども、語句の言い回しと、あと先ほど説明しましたけれども、国交省のガイドラインも今回がらっと変わってるっていうところで、条文であったりとか、条例の何ですかね、条文の形式自体も変わってくるということで、今回は一部改正ではなく、全部改正という形で提案したという説明がありました。
- ○議長(宮崎昌宗君)安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)そういう経過であったということは、よその委員会ですからしようがないですけど、これは、討論採決のときにやります。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにございませんか。(「質疑なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)これで質疑を終了します。

○議長(宮崎昌宗君)続きまして、日程第2、議案第8号、日程第3、議案第9号、日程第4、議案第10号、日程第5、議案第11号、日程第6、議案第12号、日程第7、議案第13号、日程第8、議案第14号、日程第9、議案第15号、日程第18、議案第24号、日程第19、議案第25号、日程第22、議案第28号、日程第23、議案第29号、日程第24、議案第30号、以上13件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長(三田敏和君)皆さん、おはようございます。総務産業建設常任 委員会から報告をいたします。

当委員会は3月10日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、10時27分に閉会されました。 当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案8件、予算案3件、その 他2件の13件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いた しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第8号 上毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、いわゆるデジタル手続法ですが、法律の制定により、引用法律名が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変わった、それで条例が変更されたということです。

質疑。質疑ありませんでしたが、もう少し詳しく説明してほしいとの要望がありました。

討論。討論なし。

採決。議案第8号 上毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第9号 上毛町職員の服務の宣誓に関する条例及び上毛町議会の議員その他非 常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、最初に総 務課長に説明を求めました。

上毛町職員の服務の宣誓に関する条例について、今回、会計年度任用職員を導入することによって、会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるというふうに定めている。書面等の提出をもってそれに変えることができるとの説明でした。

質疑。今まで臨時職員の服務宣誓はなかったんですか。

答弁。今まではありませんでした。

質疑。会計年度任用職員は宣誓しなければならないということなのか。

答弁。やることになりますが、面前ということではなく、書面をもってという部分で別に定める形で規定されています。

質疑。以前は臨時職員に宣誓書の押印、捺印をしなくてよくて、今回するということは職務上どのような責任が出てくるのか。

答弁。当然、服務の宣誓を行うので、守秘義務等、職員と同じような形の責務を負うことになる。

討論。討論なし。

採決。議案第9号 上毛町職員の服務の宣誓に関する条例及び上毛町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、当委

員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

地方自治法の中に条文が加わることによる条ずれの改正、特別職の非常勤職員の範囲が会計年度任用職員の導入に伴い制限されたことによる改正ですと。

質疑。質疑なし。

計論。計論なし。

採決。議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第11号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

令和2年度よりの地域活性化センターへの職員の派遣を鑑み、今後さまざまな地域における職員の派遣実施、研修等に資するため、地域手当を創生するための改正ですとの説明でした。

質疑。地域はそれぞれ北海道、東京、沖縄とかで違うわけですか。

答弁。1級地から7級地まであります。1級地が100分の20、7級地が100分の3、国家公務員上の規定があります。北海道札幌は7級地となります。

質疑。100分の20というのは、何に対する100分の20なのか。

答弁。給与月額に対するものです。

討論。討論なし。

採決。議案第11号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第12号 上毛町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例について、最初に総務課長に説明を受けました。

消防組織法における引用条文の改正ですとの説明でした。

計論。計論なし。

採決。議案第12号 上毛町非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。 議案第13号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、最初に 税務課長に説明を求めました。

財源不足の3,000万円に対応するため、基金から2,000万円を差し引いた1,000万円を確保するための税率改正ですとの説明でした。

質疑。この改正によって来年度予算が編成されているのか。

答弁。昨日の文教厚生常任委員会のほうで、国民健康保険特別会計の予算が審査されていますが、その中に反映されています。

質疑。健康保険税ですが、県が示す標準税率があると思うが、標準税率とそれに対する見込み額は幾らか。

答弁。今回の税法改正では、1年前の令和元年度の標準税率を参考に作成させていただいています。令和2年度の標準税率については、今県が示している数字については、所得割が11.17%、均等割が4万2,055円、平等割が4万2,236円です。

均等平等の応益割の金額が高い数値となっている。このまま令和2年度の標準税率 が採用できない状態になっているとの答弁でした。

討論。反対討論あり。賛成討論なし。

採決。議案第13号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、 当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第14号 上毛町森林環境譲与税基金条例の制定について、最初に、産業振興 課長に説明を求めました。

森林環境譲与税については、森林現場における諸課題に早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、令和元年度から市町村及び都道府県に対する譲与割合により譲与されています。森林環境譲与税の使途については、間伐や路網の森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発に充てることとされており、後年度における事業に要する費用に充てるため、基金を積み立てる必要があることから、森林環境譲与税の基金条例を制定するものです。

質疑なし。

計論なし。

採決。議案第14号 上毛町森林環境譲与税基金条例の制定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第15号 上毛町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例について、 最初に建設課長に説明を求めました。 内容としては、道路構造令の一部を改正する政令で自転車通行帯が追加されることにより、上毛町道路構造の基準に関する条例においても自転車通行帯を設ける条例改正を行うものですとの答弁でした。

質疑。本町ではこれに合う道路があるのか。

答弁。町道ではありません。

質疑。ここに交通量が多い3種、4種とありますが、そういう道路構造上の道路が 町道に必要なのか。

答弁。道路構造については地方道、上毛町では3種となると思う。3種の道路についてはそういう構造を設けるというふうになっています。

質疑。最近の道路では側溝にふたをしている。これは道路構造上の一部に入るのか。 答弁。道路の路側になると思います。

計論。計論なし。

採決。議案第15号 上毛町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第24号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、最初に 建設課長に説明を求めました。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,623万7,000円とする。加入人口から見た接続率は八ツ並・吉岡地区で78.6%、土佐井地区で74.6%、全体で76.2%の状況です。令和元年度より土佐井地区で8名、八ツ並地区で8名、合計16名の増加がありました。

公営企業会計法適化事業として、令和2年度から令和4年度まで3年間1,582万9,000円の計上をしています。

質疑。そもそも公営企業会計法は、簡単に言うとどういう法律か。

答弁。簡単に言うと他の国保と同じ、利用者が費用を基本的に賄う独立採算制の会計と思っていいと思う。

質疑。今回新たに起債を借りる計画になっているが、3年間の起債か。これは交付 税措置があるのか。

答弁。内容については地方交付税の交付税措置、繰入に対する交付税措置があると の答弁でした。

質疑。公営企業法の適用を今後考えるということで、独立させるということで今後

一般会計からの繰り入れができなくなるのか。

答弁。一般会計からの繰り入れはできると思うとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。議案第24号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算については、 当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第25号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、最初に建設 課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億874万1,000円とするとの説明でした。

質疑。伊良原ができてから1日800トン、需要はどれくらいになるのか。

答弁。責任数量800トン、常時使っている水量は650トン程度です。

質疑。農集用排水と同じですが、公営企業会計法適化支援業務の委託は単年度なのか。

答弁。一応、継続費でということで、令和2年から令和4年度までの3年間です。 討論。討論なし。

採決。令和2年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、当委員会は全会一致 で可決することにしました。

議案第28号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算について、最初 に、開発交流推進課長に説明を求めました。

上毛町工業等用地造成事業特別会計の歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1億7,615万2,000円を定めるとの説明でした。

質疑。工事請負費ですが、1億6,000万円等は、分割して発注することになるのか。

答弁。当課としては、地場企業の育成の観点から、最終的には町長の判断になると 思いますが、分割できるところは分割したいと考えています。

質疑。造成費とは別に、今後、擁壁、かさ上げ、取りつけ道路等あると思うが、どれくらいを見込んでいるのか。

答弁。今回お願いしている工事費は、全て含んだ完了までの費用です。

質疑。工業用地造成ということで、これから企業誘致を進めていくと思うが、先ほど水道が800トンで650トンの量ということで、150トンの余裕しかない。今

後、宅地分譲等を広げていく中で、工業進出企業に使える水はどのくらいを想定されているのか。

答弁。上水道については事務所くらいで、工場的にはボーリングすることになると 思う。

討論。反対討論あり。賛成討論あり。

採決。議案第28号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算については、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第29号 町道路線の変更について、最初に建設課長の説明を求めました。

路線の種類としては、その他の路線で6路線あります。道路台帳の路線網図の見直 し等により、起終点の変更が3路線、圃場整備事業内の起終点の変更が3路線です。

質疑、質疑なし。

討論。討論なし。

採決。議案第29号 町道路線の変更について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第30号 町道路線の認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

今回認定する路線は27路線で、全てその他の路線です。圃場整備事業で建設された未認定の路線を今回認定するものです。西友枝地区の農道舗装工事が完了した道路13路線、東上地区の道路12路線、原井地区の道路2路線の認定をお願いするものです。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。議案第30号 町道路線の認定について、当委員会は全会一致で可決することにしました。

以上です。

○議長(宮崎昌宗君)総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。 これから、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なし。これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)日程第15、議案第21号、以上1件を議題とします。予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。峯委員長。

○予算決算委員長(峯 新一君)最後になりますが、予算決算常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、3月11日、委員全員出席のもと、8時54分に開会、午後4時2分までの長時間にわたり、議案の審査を行いました。本定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第21号 令和2年度上毛町一般会計予算の1件であります。

第2次上毛町総合計画による令和2年度重要施策に基づいた予算編成であり、歳入歳出の総額をそれぞれ54億4,600万円とする予算について、町執行部の内容説明後、当委員会では慎重に審議、審査し、採決の結果、賛成多数で可決するべきと決しましたことを報告します。

また、議員各位が大変よく勉強していて、適切な質疑をいただいたと私自身思います。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長(宮崎昌宗君)予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。 これから予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第8号 上毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。 (全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第8号 上毛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第3、議案第9号 上毛町職員の服務の宣誓に関する条例及び上毛町議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第9号 上毛町職員の服務の宣誓に 関する条例及び上毛町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第4、議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成計論はありませんか。

(「計論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。 これから本案を採決します。 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第5、議案第11号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第11号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第6、議案第12号 上毛町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成計論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。 これから本案を採決します。 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第12号 上毛町非常勤消防団員に 係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり 可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第7、議案第13号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)

私は、議案第13号を反対の立場から討論いたします。

国保税の負担が重くなるのは、国が1984年から国の負担割合を減らし続けてきたことにあります。国保税の負担を軽くするためには、国の負担割合をもとに戻す必要があります。また、今回の町の税改正は、今までどおり法定外繰り入れ、基金取り崩しで対応すれば、保険税率を改正する必要はないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、議案第13号 上毛町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第8、議案第14号 上毛町森林環境譲与税基金条例の制定 について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第14号 上毛町森林環境譲与税基 金条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第9、議案第15号 上毛町道路構造の基準に関する条例の 一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第15号 上毛町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第10、議案第16号 上毛町手数料条例の一部を改正する

条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第16号 上毛町手数料条例の一部 を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第11、議案第17号 上毛町営住宅条例の全部を改正する 条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

安元議員。

○9番(安元慶彦君) 私は、議案第17号について、反対の立場から討論をいたします。 これは条例改正の体をなしてないんじゃないかという感じがするわけです。なして ないわけです。いいほうにとりますと、全部を一部ということになれば、そうかなと いうふうになりますけど、全部を改正するということですから、この条例の内容を全 面的に改めようとする場合に、現存の条例を廃止して、それにかわる新しい条例とい うものを制定していかなければならない方式になるわけですね。

それで、先ほど委員長の報告の中にもありましたように、民法の一部改正とか、あるいは国土交通省の書式の何か、そういったことも言ってましたけれども、内容を見ますと、この条例はほとんど変わってないと。現存する条例ですね。一部はあります。確かに新しい文言を加えられております。その程度のことで、これを全面変えなければならないということにはならないと思うんですよね。一部改正ならそらいい。変わる箇所数が多いから全面にしましたとかいう理由もちょっと言ってますけど、私は全面というのは、そういうことじゃないと思うんですよ。全面というのは全てを改めて、

今の時代に適合するようなことにしていかなければならない。今までのものが社会構造の変化等いろいろなことがあって、今の時代に適合することができないことになっているから、これを変えていかなければならないというと、全面的に変えていかなければならんと思うんですけどね。これは中身がそういうことになっていないということで、こういう条例が出てきている。ましてや議会としてもしっかり審議していかないと、議会の存在が問われるようなことじや困りますから。反対いたします。

- ○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。 宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)

私はこの議案、17号に対して賛成の立場で討論いたします。

町営住宅条例の全部を改正する条例についてでございますが、これは、国交省のガイドラインに沿って、省令で定める基準に従って実施したことであり、地方自治体としては、国に対して何ら抵抗する余地がないというふうに考え、賛成するものでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)私は、議案第17号に反対の立場から討論いたします。 国の法律では、住宅の入居手続に連帯保証人をつけなければならないとはなっていないが、今回、町の条例改正には、連帯保証人をつけなければならないとなっているので、この議案に反対いたします。
- ○議長(宮崎昌宗君) ほかに討論ありませんか。 (「討論なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、議案第17号 上毛町営住宅条例の全部 を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。 ○議長(宮崎昌宗君)日程第12、議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、こ れから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第13、議案第19号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第19号 上毛町放課後児童健全育 成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、 _____

○議長(宮崎昌宗君) 日程第14、議案第20号 指定管理者の指定について(げんきの杜等)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第20号 指定管理者の指定について (げんきの杜等)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第15、議案第21号 令和2年度上毛町一般会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣﨑議員。

○5番(廣﨑誠治君)議案第21号、反対の立場から討論いたします。

私は、今回の一般会計予算の中で、ちょっとぜいたくではありますが、南吉富放課後児童クラブ新築工事、体育館の建設に当たり解体費、実施設計費は基本的には賛成でありますが、反面、大池公園整備事業については最初から反対しています。反対意見もこれまでも言い続けてきました。

この大池公園整備事業が、町民にとってどうしても必要な事業とは到底思えないからです。今回の大池公園開発事業、園路整備費、工事費9,000万円で、総事業費は8億円にもなります。このように大池公園整備事業、関連事業に巨額の予算を投じるより、高齢者対策、交通弱者対策等、町民のためにもっと先にすべきことがあるのではないかと思います。

このような理由から、大池公園整備事業関連事業の記載のある本予算に反対いたします。

- ○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)私は、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度の当初予算は、最近にない大型予算になっております。町の玄関となる 大池公園の仕上げの予算、周防灘沿線にない多機能を持つ体育館建設の準備予算。待 望久しかった企業等の誘致の用地造成予算、さらには、教育予算に見られますように、 人間づくり関係の予算、子供が生まれる前からかかわる福祉関係の予算、上下水道等 インフラ関係の予算などがございます。

町民の皆さんにわくわく感を惹起させる予算ではないかと思っております。この予算を動かすのは、職員の皆さん方です。大きいばかりが能ではありません。知恵も出して果敢に挑戦をしてください。税金を生かしていただきたい。

安倍総理の施政方針演説の中にもありますように、地方の創意工夫に1,000億 円の地方創生交付金で応援すると述べております。九州一輝く町に前進するよう念じて賛成討論といたします。

○議長(宮崎昌宗君) ほかに討論ありませんか。 茂呂議員。

業の採算性、工事の費用対効果を示さずに進めています。

○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第21号は反対の立場から討論いたします。 反対の理由の第一が、本年度で大池公園園路整備工事は完了しますが、今日まで事

反対の理由の2点目は、体育館建設については、令和元年12月版の上毛町防災マップ・洪水ハザードマップには、想定最大規模の全体図が示されており、建設予定地は、洪水浸水想定が50センチ未満となっており、また、2本の川にはさまれているため、建設の場所としては不適地です。

建設費については、当初の建設工事費、外構工事費はおおむね18億円でしたが、 基本設計業者契約との協議の中で、おおむね24億円に膨れ上がっており、このほか に追加工事もなされるので、もっと慎重な議論が求められています。

反対理由の3点目は、成恒地区の工場誘致計画は、地元説明会も開かずに進めており、横には佐井川があり、今日の異常気象のもとでは予定地は浸水が予想され、工場

用地として不適地です。

反対理由の4点目、国交省の残士受け入れは、その後、用地の活用が示されないままに多額の税金を投入して進めている。

反対理由の5点目、国保税の引き上げは、国保税が高いのは1984年から国の負担割合を減らし続けてきたことにありますが、町は法定外繰り入れ、基金の繰り入れを行えば、国保税の引き上げはやめることができます。

最後に反対理由の6点目、今回のごみ収集運搬業務の民間委託は、町のごみ収集業 務の経費節減にはならず、かえって経費がふえる結果となっています。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。 三田議員。
- ○8番 (三田敏和君)

私は、議案第21号は賛成の立場から討論いたします。

ふるさと納税が見直されている中で、大幅な減収が予測されますが、ふるさと応援 基金を活用しながら、住民サービスの水準を維持しつつ、限られた財源を効果的、効 率的に活用する項目が随所に見られます。2040年人口1万人に向けた取り組み、 そして、近郊にない人を呼び込める素晴らしい体育館、そして、コロナウイルスで冷 え込んでいる経済を活性化するため、遡及的かつ速やかに執行していただきますこと をお願いして、賛成討論といたします。

- ○議長(宮崎昌宗君) ほかにありませんか。 宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)

私は賛成の立場より討論いたします。

本町は何といたしましても、活性化事業の推進、完遂をなさねばなりません。本町活性化策として重要な総合体育館の建設、被爆地中間平和自治体としての事業推進のための象徴となるべき大池公園の整備事業並びに福祉関連予算等々、本町の活性化促進及び住民の生活安定に大きく寄与すべく重要な予算ばかりであると考え、本予算に替成するものでございます。

○議長(宮崎昌宗君) ほかにありませんか。 友岡議員。 ○2番(友岡みどり君) 私は反対の立場で討論させていただきます。

今予算の財政状況は、今まで携わった職員、現在の在職する職員の努力の結果、健全財政を見ることができます。しかしながら、一部に住民サービスとかけ離れた事業、そのため、無駄な人的費用等の計上により、組織の簡素化、行財政改革による行政運営がなされているとは見えず、今後の改善に期待をしながら反対させていただきます。

○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、議案第21号 令和2年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第16、議案第22号 令和2年度上毛町国民健康保険特別 会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、議案第22号は反対の立場から討論いたします。

国保加入者のほとんどの方は、国保税の負担が重いと言っています。国は1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費の50%にして、国の医療費の負担割合を引き下げたことにあります。今回の町の保険税の引き上げについては、法定外繰入、基金取り崩しなどで対応すれば、保険税の引き上げを行う必要はないということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。 (「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。 (起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、議案第22号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第17、議案第23号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

- ○10番(茂呂孝志君)私は、議案第23号は反対の立場から討論いたします。 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者と切り離して差別 医療をつけるものであるから、この議案に反対いたします。
- ○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。 (「討論なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、議案第23号 令和2年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第18、議案第24号 令和2年度上毛町農業集落排水事業 特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。 これから本案を採決します。 本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第24号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第19、議案第25号 令和2年度上毛町簡易水道事業特別 会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第25号 令和2年度上毛町簡易水 道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第20、議案第26号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計 予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第26号 令和2年度上毛町奨学資金特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第21、議案第27号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第27号 令和2年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第22、議案第28号 令和2年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は、議案第28号は反対の立場から討論いたします。

現在のような異常な気候変動のもとで、河川の横に企業誘致をすることは無理があります。この企業誘致の計画は地元説明会も開催せずに進めています。

以上の理由を申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、議案第28号 令和2年度上毛町工業等 用地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第23、議案第29号 町道路線の変更について、これから 討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第29号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第24、議案第30号 町道路線の認定について、これから 計論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第30号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分です。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時08分

○議長(宮崎昌宗君) それでは皆様おそろいですので、休憩を解き会議を再開いたします。

○議長(宮崎昌宗君) これから本日追加議案の上程を行います。なお、議案の上程に際 して議案名の朗読は省略します。

日程第25、同意第1号 以上1件を上程します。

本案につきましては、岡崎 浩氏の一身上に関する議案でありますので、岡崎 浩氏の退席を求めます。

それでは提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(坪根秀介君)まずもって議員各位には、令和2年度当初予算初め、全ての議案 を慎重に御審議、御可決いただきありがとうございます。住民の御期待に沿えますよ う、引き続き「みんなが輝くまち上毛」実現に向け、職員一同、ワンチームで邁進し てまいります。

それでは、ただいま上程いただきました追加提案につきまして、提案理由を申し上 げます。

同意第1号、上毛町副町長の選任についてでありますが、令和2年4月10日をもって、現川口副町長の任期が満了いたします。本人には、ぎりぎりまで続投を要請しておりましたが、後進への道を譲りたいという強い思いから、今任期をもって勇退されることとなりました。

地方行政の推進、特に現在の新型コロナウイルス感染症対策等、遅滞なく行政運営を進めるためには、行政に空白をつくらないことが大前提であり、いち早く体制を固め、備えるため、私の補佐役となる副町長の職責は非常に重要であると考えます。

以上のことから、私の補佐役として、今回、行財政事務に精通した岡崎 浩氏を副

町長として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

岡崎氏につきましては、皆さんも御承知のとおり、私のブレーンとして、これまで 上毛町総務課長として活躍され、本年3月31日をもって定年退職の予定でございま す。人格、識見ともにすぐれ、実行力、指導力に富み、地域の信頼も極めて厚い方で あります。

静かなる余生を過ごしたいという本人の意向とは相反するかもしれませんが、輝ける町の未来を構築するために尽力してほしい旨の思いを伝え、承諾をいただいたという経緯であります。

先ほども触れましたように、非常事態での新年度のスタートが予測をされる中、行 政推進に一刻の猶予も許されないと判断いたし、本日提案に至ったものであります。 慎重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由 の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮崎昌宗君)提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は、本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので御了承ください。

日程第25、同意第1号 上毛町副町長の選任についてを議題とします。議案内容 の説明を求めます。

総務係長。

○総務係長(宮吉保男君)それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

同意第1号 上毛町副町長の選任について。

上毛町副町長に次の者を選任する。

令和2年3月13日提出、上毛町長 坪根秀介。

氏名、岡﨑 浩、生年月日、昭和35年3月2日、住所、上毛町大字緒方589番地1。

理由でございます。副町長として選任することについて、地方自治法第162条の 規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次ページに参考資料といたしまして、御本人の履歴、略歴等を記載しております。 御参照いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。 宮本議員。

- ○6番(宮本理一郎君)ただいま町長もおっしゃいましたが、本町にとりまして大変重要かつ責任の大きな職位であり、職責が伴う人事だと認識いたします。そういうことを鑑みたときに、行政職経験豊富な方が適当かと考えますが、他方では、人材を広く求めることも必要な要素であり、私は精査した上で、できる限り、執行部総意推薦が理想的だというふうに思いますが、その辺の経緯はいかがでございましょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)執行部の総意ということにおきましては、全員に相談したという ことでございませんけれども、皆さん、暗黙の了解で、総意であるというふうに私は 捉えております。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかに質疑ございませんか。茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)この議案が、採決の1時間前に提出するようになった、その理由を伺います。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君) 先ほども申し上げましたように、急を要する今非常事態が訪れて るということで、新年度に混乱を招かないように、いち早く任命をする予定にしてい るということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 現副町長の進退については、もっと早くわかっていたのではないですか。現副町長の進退の考え方は、もっと早くわかっていたのではないですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君) 先ほども申し上げましたように、ぎりぎりまで残留をお願いした ということでございますし、それがかなわなかったということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかに質疑ございませんか。(「質疑なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- ○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。 友岡議員。
- ○2番(友岡みどり君) 賛成の立場で討論させていただきます。

御承知のように行政職員として、苦難の状況下でもみずから率先して問題解決に取り組んでいた有能な職員でもあります。その職員が、町長のサポート役として推薦されたということをまことに喜ばしく感じているところでございます。

岡﨑課長のさらなる活躍を期待いたしまして、賛成討論させていただきます。

○議長(宮崎昌宗君) ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。したがって、同意第1号 上毛町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

本案の審議が終わりましたので、岡崎浩氏の入場を認めます。

それでは、岡﨑課長、どうぞ、一言。

○総務課長(岡崎 浩君)本日は私の人事案件に同意いただきまして、まことにありが とうございます。

現職の川口副町長が坪根町長をしっかり支え、政策面、また、職員の指導、特に管理職の指導に、実績をしっかり積まれてきた4年を間近で見てきた者として、本日の御指名は身に余る光栄にございます。また、その職責の重さに、改めて身を引き締めてかかる必要があると考えておるところでございます。

もとより非才の身でございますが、坪根町長の掲げます2040年人口1万人、九州一輝く町の実現のため、微力ながら誠心誠意努力してまいる覚悟でございます。そのためには、議員の皆様方の御支援、御協力がなくては、実を結ぶことはできません。 今後ともよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

[○]議長(宮崎昌宗君)それでは日程に戻ります。

日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題と します。

配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第7 5条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をした いとの旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第27、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申 し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員会委員長から、所管事務のうち会議 規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調 査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君)以上で本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。 令和2年第1回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時20分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。 令和2年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員